

○内閣府
厚生労働省 令第 号

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第七項第四号の規定に基づき、労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令（平成二十六年 内閣府 令第十一号）の一部を次のように

改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	附則 この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。
改正前	附則 （施行期日） 第一条 この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。 （労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置） 第二条 第一条の規定による改正後の労働金庫法施行規則第九十六条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があることと認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

「条を削る。」

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の日（次項において「施行日」という。）において金庫（労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三条に規定する金庫をいう。）又はその子会社等（同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。）が現に保有する商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債をいう。次項において同じ。）については、労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）第九十六条第四項の規定は、適用しない。

2 施行日の翌日以後に発行される商工債については、同日から起算して二年を経過する日までの間は、労働金庫法施行規則第九十六条第四項の規定は、適用しない。